

檀原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）第十四条第二項に規定する檀原公苑（明日香庭球場）の利用料金の額で令和元年十月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年九月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設を使用する場合

施設の種別		庭 球 場		ク ラ ブ ハ ウ ス	
		人 工 芝 コ ー ト		会 議 室 A	
利用区分	午前九時から午後一時まで	一面一時間につき 七三〇円		三、二六〇円	
	午後一時から午後五時まで			三、二五〇円	
	午後五時から午後九時まで	／		五、一六〇円	
	全日（午前九時から午後五時まで）			五、七〇〇円	
	午前七時から午前九時まで又は午後五時から午後七時まで	一面一時間につき 七三〇円		／	

注 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は利用料金は、この表に定める額のそれぞれ二倍の額とする。

二 クラブハウスの宿泊室を使用する場合

区分		一人一泊につき			
小学校、中学校及びこれらに 準ずる学校の児童又は生徒 その他の者		県内		九九〇円	
		県外		一、四六〇円	
		県内		一、五六〇円	
		県外		二、三〇〇円	

注 クラブハウスの宿泊室を宿泊以外の用で使用する場合の利用料金は、一室二時間につき、午前九時から午後五時までの使用にあつては三百円、午前九時以前又は午後五時以後の使用にあつては五百円とする。

三 附属器具を使用する場合

附属器具の種別	利用の単位	利用料金
温水シャワー	一回三分につき	二〇〇円